

平成 30 年 7 月 30 日

生産性向上特別措置法についての説明会質疑回答書

質疑

生産性向上特別措置法では、中小企業者の範囲に医療法人は含まれないというご説明でしたが、昨年度から実施の「経営向上計画」では医療法人は中小企業者に含まれておりますのでご確認のうえ、ご連絡ください。

回答

- 生産性向上特別措置法は、医療法人は認定の対象外であり、また、固定資産税の特例も対象外です。
- 中小企業等経営強化法は、医療法人は認定の対象としています。また、固定資産税の特例も対象としています。国税（即時償却又は税額控除）については医療保険業を行う事業者が取得・建設する医療用機器、建物附属設備は対象外であり、医療用機器特別償却制度による特例があります。

質問

上記ご回答頂いた生産性向上特別措置法において医療法人が対象外と示された根拠条項をご教示頂きたい。また会員企業等が自社内において先端設備等導入計画申請を行うに際し、対象設備としての「機械装置」、「測定工具及び検査工具」、「器具・備品」、「建物附属設備」に属する工業団体名を教えて頂きたい。

回答

生産性向上特別措置法第 36 条に先端設備等導入計画に関する中小企業者の定義が記載されておりまして、「中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者」となっており、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 3 号において

第 2 条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの(*医療法人は日本標準産業分類においてサービス業に該当)となっております。医療法人は会社法の会社に該当しないため、医療法人は対象外となっております。

2 点目のご質問については、以下の HP に「対象資産区分及び対応工業会等リスト (PDF)」が掲載されておりますので、こちらをご参照いただけますようお願いいたします。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>